

いろんな人と人とのつながり、
ふれあいを美浜のMと波で
イメージしました。



美浜町人権尊重啓発協議会会報

臨時増刊号

発行:平成24年10月23日

編集:人権協広報調査部会

連絡先:美浜町生涯学習課

TEL 32-6709

FAX 32-9032

E-mail:jinkenkyo@town.fukui-mihama.lg.jp

人

「響け 僕らの心意気」

幸

今回は平成17年から7年間にわたり小倉会館で活動を行っている「みはまこども倅太鼓^{さち}」を紹介します。



「みはまこども倅太鼓」は「人」に「幸」と書き、太鼓を叩く子どもたちも、聞いてくれる人たちもみんな幸せになるようにという思いで名づけられました。

美浜町の小・中学校は月曜日が会議で児童の帰宅時間が早いことから、児童たちの居場所作りとして始められました。今は毎週火曜日の夜に小倉会館で練習をおこなっています。

保護者の方にお話を伺うと、当時町内では習い事の場所が少なかったことと、小倉会館で和太鼓の教室が始まり、周りの子ども達もやろうとしていたことから、自分の子どもにも始めさせたとのことでした。

また「太鼓を始めてからは通うのを楽しみにして、花火大会などのイベントに参加して褒められると、とても嬉しそうにしていた。今後大人になって倅太鼓を卒業しても今度は指導者として続けてほしい。倅太鼓もメンバーが入れ替わりしても良さを残しつつ続けたいなと思っています。」とおっしゃっていました。



特別養護老人ホーム湖岳の郷での演奏の様子

リーダーの田村海星くんに聞いてみました

*参加したきっかけは？

兄が太鼓をしていて、それを見て僕も一緒に叩きたいと思ったからです。

*参加してどうだった？

太鼓を力強く叩けるようになったし、太鼓を叩いているメンバーのチームワークが出来ました。

あと、本番で叩きにいったら、聞いてくれた人達がうれしそうにしてくれて、参加してよかったと思いました。

*これからの目標は？

これからも小さな太鼓から大きな太鼓まで、いろいろな太鼓を叩いて上手になりたいです。



『集落代表評議員研修会』が開催されました

美浜町の各集落には、人権協に所属する「集落代表評議員」さんが1名ずついらっしゃいます。集落代表評議員さんは、それぞれの集落で地域に密着した活動を企画したり、人権に関する研修を実施したりしています。（していますが、皆さんご存じでしたか？）

人権協の学習推進部会の推進団体学習小部会（松田うめ子小部会長）では、その集落代表評議員さんの研修の場として、年に1回程度「集落代表評議員研修会」を実施しています。

今年度は、7月2日（月）の午後7時30分から、役場正庁で研修会が実施され、37集落中32集落の評議員さんに集まっていたいただき、盛大に研修会を開催することができました。

研修会では、人権啓発DVD『人権のヒント地域編～「思い込み」から「思いやり」へ～』を鑑賞した後、小グループに分かれて意見交換を行いました。意見交換の中では、集落での学習会の進め方や課題等について活発に意見が出されました。

また、人権協の総会（4月）で、10年以上連続して集落学習会を実施してくださった3集落（けやき台区、佐野区、久保区）を表彰させていただきました。



『知っていますか？障がい者のシンボルマーク』

人権協では、今日の人権課題の一つである「障がい者」問題について、町民人権講座や啓発冊子「ふれあい」、そしてこの広報「ふれあい」などを通して取り組んでいるところです。美浜町でも障害者基本計画が策定され、基本理念を「障がいのある人もない人も、一人ひとりが尊重されるぬくもりのある・こころ美(うま)し美浜の実現」として取り組みが進められています。

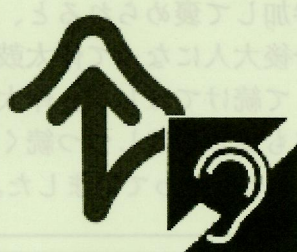
さて、町中(まちなか)には、障がいのある人に配慮した施設であることやそれぞれの障がいについて分かりやすく表示するため、いろいろなシンボルマークや表示があります。私たち一人ひとりがマナーと思いやりを持って、少しでも暮らしやすい社会をつくるために、ぜひ覚えておいてください。



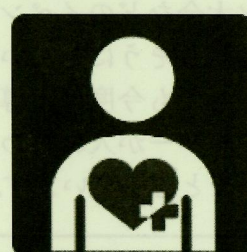
障がいのある人々が利用できる建築物や公共輸送機関であることを示す、世界共通の国際シンボルマーク



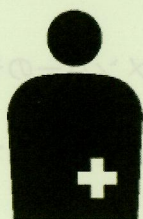
世界盲人連合(WBU)が定めた世界共通の国際シンボルマーク



聴覚障がい者のシンボルマーク



心臓疾患などの内部障がいがあることを示すシンボルマーク(ハートプラスマーク)



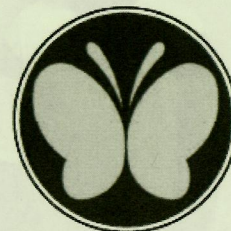
オストメイト(人工肛門・人工膀胱を保有する方)の利用に配慮したトイレなどを示すシンボルマーク



補助犬を啓発するために、補助犬を受け入れる店の入り口などに貼るマーク



肢体不自由者が運転する自動車に貼る標識で、道路交通法に定められています



聴覚障がい者が運転する自動車に貼る標識で、道路交通法に定められています